

I 調査結果の概要

「国家公務員給与等実態調査」は、『一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。）』の適用を受ける職員、『一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成 9 年法律第 65 号）』の適用を受ける職員及び『一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）』の適用を受ける職員の給与等の実態を把握し、人事行政の基礎資料を得ることを目的としている。

本年調査は、令和 6 年 1 月 15 日現在に在職する給与法等の適用を受ける常勤職員（注）を対象とし、その後の離職等及び昇給・昇格等の状況に基づき同年 4 月 1 日現在の人員及び給与等の実態を把握した。具体的には、令和 6 年 1 月 15 日現在の人員（255,092 人）から、同年 1 月 16 日から 4 月 1 日までの間の離職者等（4,658 人）を除くとともに、この間に昇給・昇格等をした者についてはこれらを反映させている。

令和 6 年 4 月 1 日現在の人員は 250,434 人、平均年齢 42.0 歳、平均給与月額（俸給及び諸手当の合計）は 414,801 円であった。なお、同年 1 月 16 日から 4 月 1 日までの間の新規採用者（11,110 人）、定年が段階的に引き上げられることに伴い、給与法附則第 8 項の規定に基づき俸給月額が決定される職員、暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員については、この人員等に含まれていない。

本調査の集計については、独立行政法人統計センターに依頼した。

（注）在外公館に勤務する職員、休職者、派遣職員のうち専ら派遣先の業務に従事する職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員、自己啓発等休業中の職員、配偶者同行休業中の職員及び 1 年以内の任期を限って任用された者は、調査の対象としていない。